

令和5年12月28日
文化庁国語課

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等
に関する法律施行令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）
の結果について

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令案」について、令和5年9月27日から令和5年10月27日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計44件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別紙)

主な意見の概要	文化庁の考え方
<p>登録日本語教員の登録、日本語教員試験の受験及び実践研修の受講の手数料が高すぎるのではないか。国が負担する等して低減すべき。</p>	<p>手数料は、登録者等1人当たりに必要な人件費、物件費、委託費その他の実費を積算する方法、必要となる人件費、物件費、委託費その他の実費を積算して想定される登録者等の数で除す方法、又はこれらの組み合わせにより、いずれも実費相当の適正な額を算出しています。登録日本語教員の登録は個人が受けるものであり、国費により広く国民に負担を求める性質のものではないと考えています。</p>
<p>登録日本語教員の処遇改善に繋がる施策を進めるべき。</p>	<p>御意見を踏まえて関連する施策の実施に努めてまいります。</p>
<p>制度そのものの理解促進や基準の解釈の明確化など、制度のわかりやすい周知をしてほしい。</p>	<p>御意見を踏まえて周知等に努めてまいります。</p>